



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

## 計量法改正の輸入計量器具監督管理に対する影響について

『中華人民共和國計量法』等 5 部の法律の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定<sup>【1】</sup>が第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 14 回会議において審議・採択され、2015 年 4 月 24 日に公布・施行されました。

今回の「計量法」<sup>【2】</sup>改正は、第 12 期全国人民代表大会第 1 回会議で採択された「國務院組織改革及び機能轉換方案に関する決定」の主旨を実行するためであり、中国の立法機関が行政の簡素化、権限の移譲を法により推進するための重要な施策であり、國務院の行政審査批准項目をさらに減少させ、移譲するための法的根拠を与えるものです。

「計量法」の改正内容の一つが「第 16 条 輸入する計量器具については、省級以上の人民政府の計量行政部門が行う検定に合格した場合に限り、販売することができる」という規定の削除（以下「今回の改正」といいます。）です。これにより輸入計量器具の販売前に一台ずつ検査するという行政許可は法的根拠を失いました。

これに鑑み、今回の改正が輸入計量器具の監督管理にもたらす影響について整理いたします。参考にしていただけると幸いです。

---

<sup>1</sup> 中国人民代表大会ウェブサイトリンク：[http://www.npc.gov.cn/npc/cwhhy/12jcw/2015-04/25/content\\_1934602.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/cwhhy/12jcw/2015-04/25/content_1934602.htm)

国家品質監督検査檢疫總局リンク：[http://jls.aqsiq.gov.cn/jldt/tzgg/201504/t20150427\\_437337.htm](http://jls.aqsiq.gov.cn/jldt/tzgg/201504/t20150427_437337.htm)

<sup>2</sup> 1985 年 9 月 6 日第 6 期全国人民代表大会常務委員会第 12 回会議にて採択、1985 年 9 月 6 日中華人民共和國主席令第 28 号により公布、1986 年 7 月 1 日施行、2009 年に「法律の一部改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」（2009 年 8 月 27 日公布、2009 年 8 月 27 日施行）により改正

## 一、今回の改正前における輸入計量器具の監督管理

輸入計量器具とは、その名のとおり中国国外から中国に輸入された計量器具です。いわゆる計量器具とは、国家計量技術規範「一般的計量用語及び定義」(JJF 1001-2011)【3】第6.1項によると、「単独又は一つ若しくは複数の補助設備で組み合わせられ、測量に用いる装置」と定義されています。この定義から分かるとおり、計量器具の用途は測量であり、測量時に表示される計量の単位は中国国内の度量衡の統一に関係します。そのため、中国では輸入計量器具の管理が大変重視されており、「計量法」、「計量法実施細則」【4】、「輸入計量器具監督管理弁法」【5】、「輸入計量器具監督管理弁法実施細則」【6】等の法律法規及び規則が定められています。具体的な監督管理の条件は以下のとおりです。

### 1. 輸入計量器具について国家輸入計量器具型式批准証書の取得が義務

「輸入計量器具監督管理弁法」第4条には、「この弁法に附した『中華人民共和国輸入計量器具型式審査目録』(以下「型式審査目録」といいます。)に掲載される器具を輸入し、又は外国企業が中国国内で販売する場合には、国務院計量行政部門に型式批准手続を申請しなければならない」と定められています。現在有効な「型式審査目録」【7】(以下「新『型式審査目録』」)は国家品質監督検査検疫総局が2006年1月13日に公布、2006年8月1日に施行され、その輸入計量器具の種類は75種類に及びます。

型式批准の申請は、国務院の計量行政部門に型式批准申請書、計量器具のサンプル写真及び必要な技術資料を提出しなければならず、国務院の計量行政部門が受理した後、当該部門の授權を受けた技術機構が型式決定の鑑定を行います。型式決定の鑑定に審査の結果合格した場合、国務院の計量行政部門は「中華人民共和国計量器具型式批准証書」(以下「批准証書」といいます。)を申請者に交付します。

### 2. 輸入計量器具について輸入検定証書の取得が義務

「計量法」第16条には、「輸入する計量器具については、省級以上の人民政府の計量行政部門が行う検定に合格した場合に限り、販売することができる」と定めています。また、「輸入計量器具監督管理弁法」第15条では、「『法により管理する中華人民共和国の計量器具目録』(以下「計量器具目録」といいます。)に掲載される計量器具について、税関通過後、注文単位は所在地の省、自治区又は直轄市の人民政府の計量行政部門に検定を申請しなければならない」と規定されています。

2006年8月1日以前について、上記の「計量器具目録」と「型式審査目録」に適用する計量器具の範囲に違いがあるという点は注意が必要です。国家品質監督検査検疫総局は2005年10月8日に「中華人民共和国の法により管理する計量器具目録(型式批准部分)」【8】(以下

<sup>3</sup> 国家品質監督検査検疫総局が2011年に公布、2012年3月1日に施行

<sup>4</sup> 1987年1月19日に国務院が批准し、1987年2月1日に国家計量局が公布、施行

<sup>5</sup> 1989年10月11日に国務院が批准し、1989年11月4日に国家技術監督局令第3号により公布、施行

<sup>6</sup> 国家技術監督局令[第44号]により国家(品質)技術監督局(現在は国家品質監督検査検疫総局に改名)が1996年6月24日に公布、施行

<sup>7</sup> 国家品質監督検査検疫総局公告2006年第5号

<sup>8</sup> 国家品質監督検査検疫総局公告2005年第145号

「新『計量器具目録』といます。)を公布し、その中で「この目録に掲載しない計量器具は、即日から輸入計量器具検定を行わない」と明確に決めました。上記背景のもと、「新『計量器具目録』」に適用する計量器具の範囲と「新『型式審査目録』」の内容が完全に一致するようになり、このときからこの2つの目録の計量器具の範囲が統一されました。

「輸入計量器具監督管理弁法」第31条により、輸入計量器具の検定を申請する際に、提出が必要な文書、資料は以下のとおりです。

- 輸入計量器具検定申請表
- 計量器具技術説明書（中国語の説明書が必要）
- 取扱説明書
- 「批准証書」の写し又は証明書

輸入計量器具検定を請け負う技術機構の検定に合格した輸入計量器具に対して「中華人民共和国輸入検定合格証書」が交付されます。

### 3. 輸入計量器具については中国の法定計量単位の採用が義務

「輸入計量器具監督管理弁法」第5条第2項には、「国務院の計量行政部門は、外国企業又はその他の代理人が提出する資料に基づき計量法の審査を行わなければならない」と定めています。また、「輸入計量器具監督管理弁法実施細則」第9条には、「国務院の計量行政部門は、輸入計量器具の型式批准申請資料に対し主に次に掲げる内容を審査する」と定めています。

- 中国の法定計量単位を採用しているか
- 国務院が明文により使用を禁じる計量器具に該当するか
- 中国計量法の関連法律法規のその他の要求に適合しているか

### 4. 輸入計量器具について中国の関連法律の要求に合致していることが義務

「製品品質法」第27条には、「製品には製品名称、製造工場の名称及び工場所在地について中国語表記がなければならない。製品の特徴や使用方法により、製品の規格、等級、含まれる主要成分の名称及び含有量を表記する必要がある場合には、中国語で相応の表記をする。使用方法を誤ると容易に製品自体の破損をもたらす、又は人身若しくは財産の安全を脅かす製品の場合には、警告のマーク又は中国語で警告の説明を表記しなければならない」と定めています。

## 二、今回の改正が輸入計量器具の監督管理に及ぼす影響

今回の改正では「計量法」第16条「輸入する計量器具は、省級以上の人民政府の計量行政部門が行う検定に合格した場合に限り、販売することができる」という強制規定が削除され、計量器具の輸入、販売に対する監督管理の条件が以下の内容に変更されました。

- 「型式審査目録」に掲載されている輸入計量器具は「批准証書」を取得しなければならない。

- 輸入計量器具には中国の法定計量単位を使用し、かつ、中国の計量法に制定された審査に合格しなければならない。
- 輸入計量器具には中国語表記を行い、かつ、中国語の取扱説明書等を添付しなければならない。

今回の改正により、2015年4月24日以降輸入する計量器具は販売前の検定手続を行う必要がなくなりました。

しかし、2015年4月24日より前に輸入し検定申請を開始したが検定が未実施の計量器具につき、販売前の検定手続を引き続き完了させなければならないか等の経過措置について、法律法規は明確に定めていません。この問題について、国家品質監督検査検疫総局計量部門法規処、上海市品質技術監督局及び上海市計量院に弊所がそれぞれ確認し、その結果を以下のようにまとめました。

輸入計量器具の状態	販売前検定手続の必要有無
2015年4月24日より前に輸入し検定申請を開始したが検定未実施	具体的な扱いについては国家品質監督検査検疫総局が近々発する公告による。
2015年4月24日より前に輸入したが検定申請を開始していない	不要
2015年4月24日以降の輸入	不要

以前は輸入計量器具について販売前に検定を実施しており、輸入貿易商にとって検定料金や時間を費やすものでした。しかし、今回の改正で販売前検定の行政許可根拠が取り消されたことにより、輸入貿易商の負担は軽減され、輸入計量器具の中国における販売量の拡大に大きな影響をもたらすことになるでしょう。

本速報中の情報及び内容に関するご質問・ご相談等は、弊所にご連絡ください。

E-mail:pjt-keiryo-624@shiminlaw.com

本資料の日本語訳文に関する著作権は世民法律事務所（以下「世民」といいます。）に属するものであり、本資料を無断で引用、変更、転写又は複製することは固くお断りいたします。

また、本資料は、中国法令の意味を理解するための参考として供する目的にのみ作成されたものであり、中国法令そのものに対する解釈、説明又は解説等を含むものではありません。世民では翻訳をできる限り正確に作成するよう努めておりますが、本資料で提供した情報の正確性等について世民が保証するものではないことを予めご了承ください。ビジネスでご活用される場合には、必ず中国政府が発表した中国語の原文をご確認いただくようお願いいたします。